

# 宮崎県無電柱化推進計画

平成30年11月

宮崎県

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々のリスクを有している。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱推進計画の策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく宮崎県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 宮崎県における無電柱化の現状

宮崎県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、平成30年現在、約30kmの無電柱化に取り組んでいる。これは宮崎県にある道路の0.1%に相当する。

一方、宮崎県内には一般国道10号を始めとする緊急輸送道路が約1,675km(高速道路を除く)あるものの、そのうち無電柱化された延長は30km(1.7%)に留まっている。また、毎年約1,500万人の観光客が訪れる本県において、電柱・電線が景観の風情を損ねており、無電柱化を求める声が高まっている。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により宮崎県の魅力あふれる美しいまちなみの形成や、安全・安心なくらしを確保することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、宮崎県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

#### 防災

一般国道10号等の緊急輸送道路において、国の協力を得つつ無電柱化を推進する。また、各市町村における地域防災計画において避難路に位置づけている道路について、無電柱化を推進する。

#### 安全・円滑な交通確保

宮崎市移動等円滑化基本構想における生活関連経路や乗降客数の多い宮崎駅等の交通結節点において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、交通事故、ヒヤリハット事案の多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

#### 景観形成・観光振興

美しい宮崎づくり推進計画に基づき沿道における無電柱化を推進する。

#### 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に無電柱化を推進する。

### 2. 無電柱化推進計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

### 3. 無電柱化の推進に関する目標

平成32年度までに、無電柱化計画道路（別表）について無電柱化に取り組むことを目標とする。

### 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、

収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

#### 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

#### 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

#### 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

## 2) 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

#### 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、宮崎県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

#### 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続する。

### 3) 関係者間の連携の強化

#### 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる宮崎地区無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

#### 工事・設備の連携

宮崎県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

#### 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

#### 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5 . 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1 ) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

### 2 ) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、宮崎県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

無電柱化計画道路

別表

直轄国道

No	都道府県	市区町村	道路管理者	道路種別	路線	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	整備手法	費用負担方法
1	宮崎県	都城市	国	直轄国道	国道10号	都城市吉尾町6123番1	都城市吉尾町2165	0.9	1.8	地中化(従来方式)	電線共同溝
								0.9	1.8		

宮崎県および市町村道

No	都道府県	市区町村	道路管理者	道路種別	路線	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	整備手法	費用負担方法
1	宮崎県	宮崎市	市区町村	市区町村道	稗原通線	宮崎市稗原町65	宮崎市昭栄町128	0.9	0.9	裏配線	地中化以外(裏配線、軒下配線等)
2	宮崎県	延岡市	都道府県	都道府県道	稲葉崎平原線	延岡市共栄町1-48番地	延岡市構口町1丁目5386番地	1.0	1.9	地中化(従来方式)	電線共同溝
3	宮崎県	綾町	市区町村	市区町村道	横町・栄町線	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣307-4	宮崎県東諸県郡綾町大字北俣482-3	0.3	0.6	未定	要請者負担方式
4	宮崎県	綾町	市区町村	市区町村道	桑下線	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣488-3	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣491-1	0.1	0.2	未定	要請者負担方式
5	宮崎県	串間市	市区町村	市区町村道	泉町牟田ヶ迫線	串間市大字西方字下郡本	串間市大字西方字下郡本	0.2	0.4	未定	要請者負担方式
6	宮崎県	都城市	都道府県	都道府県道	国道269号	都城市栄町	都城市栄町	0.3	0.6	地中化(従来方式)	電線共同溝
7	宮崎県	宮崎市	都道府県	都道府県道	宮崎島之内線	宮崎市瀬頭2丁目1-1(瀬頭交差点)	宮崎市堀川町	0.4	0.8	地中化(従来方式)	電線共同溝
8	宮崎県	宮崎市	市区町村	市区町村道	宮崎駅東通線	宮崎市吉村町大町甲	宮崎市吉村町西中甲	0.2	0.4	地中化(従来方式)	電線共同溝
9	宮崎県	宮崎市	市区町村	市区町村道	宮崎駅東通線	宮崎市吉村町西中甲	宮崎市吉村町前田甲	0.5	1.0	地中化(従来方式)	電線共同溝
								3.9	6.9		